

# 一般社団法人 JONAN Heart Failure Medical Collaboration

## 定 款

### 第1章 総 則

#### (名 称)

第1条 本法人は、一般社団法人 JONAN Heart Failure Medical Collaboration と称し、略称を JHFeC とする。

#### (事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を東京都品川区に置く。

### 第2章 目的及び事業

#### (目 的)

第3条 本法人は、品川区医師会、荏原医師会、大森医師会、蒲田医師会、田園調布医師会及び区南部医療圏における心不全治療基幹病院、これら基幹病院と連携する医療機関、訪問看護ステーション、調剤薬局、ケアマネージャー、地域包括支援センターなどの多施設多職種とのシームレスな医療連携を確立することに依って、心不全医療の発展に寄与することを目的とする。

#### (事 業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 統一した患者教育資材及び管理手帳を使用し、地域で同一の心不全管理を行うことでシームレスな心不全医療連携を構築する。
- (2) 区南部医療圏の医療従事者を対象とした学術講演会、講演会を実施する。
- (3) 本法人の取り組みを広く公表し、医療連携の推進に努める。
- (4) 区南部医療圏における心不全の臨床的研究、疫学的調査及び研修を含む実地教育を行う。
- (5) 心不全管理教育資材及び関係図書の刊行をする。
- (6) その他本法人の目的を達成するために必要な事業を行う。

### 第3章 会 員

#### (会 員)

第5条 この法人に次の会員を置き、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする（以下「社員」というときは、正会員をいうものとする。）

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同のうえ入会した個人又は団体

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入 会)

第6条 本法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより所定の用紙の提出又は電磁的方法等により申し込み、理事会においてその承諾を受けなければならない。

(会員の権利)

第7条 会員は、この法人が営む事業及び活動に参加することができる。

(会 費)

第8条 会員は、この法人の事業活動に必要な費用に充てるため、会費として、別に定める規則で定める額を支払う義務を負う。

2 既納付の会費については、いかなる事由があっても返還しない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を理事会に提出することにより、任意に退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条に定める会費を2年間以上滞納したとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は団体が解散したとき。

## 第4章 社員総会

(構 成)

第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権 限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 入会の基準及び会費の金額
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 事業報告及び決算の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招 集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

(議 長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、1社員につき1個とする。

(議決権の代理行使)

第18条 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

(決 議)

第19条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数に当たる多数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の3分の2以上にあたる社員が出席し、出席した当該社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名

- (2) 理事又は監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 合併又は事業の全部の譲渡
- (6) その他法令で定められた事項

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員等

(役員を設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上6名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を代表とし、この法人の代表を一般法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族(その他当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。)である理事の合計数が理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、会務を掌理しその業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、理事及び監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を支弁することができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第28条 本法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、代表理事が招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その3分の2以上に当たる多数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件をみたしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第34条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 本法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。事業計画及びこれに伴う予算を変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書(正味財産増減計算書)

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第37条 本法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(事業の全部譲渡)

第39条 本法人が事業の全部を譲渡する場合には、社員総会の決議によらなければならない。

(解散)

第40条 本法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 本法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 事務局

(設置等)

第42条 本法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 1 事務局には、所定の職員を置く。
- 2 事務局職員は、代表理事が任命する。
- 3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 本法人の公告は、電子公告等により行う。

## 第11章 補則

(定款に記載のない事項)

第44条 この定款に定めるもののほか、本法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。

## 第12章 附則

(最初の事業年度)

第45条 本法人の最初の事業年度は、本法人成立の日から令和7年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第46条 本法人の設立時の役員は、次のとおりとする。

設立時代表理事	新家 俊郎
設立時理事	池田 隆徳
設立時理事	小山 豊
設立時理事	木内 俊介
設立時理事	塚本 茂人
設立時監事	安東 治郎

(設立時社員の氏名及び住所)

第47条 本法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりとする。

設立時社員	住 所
	氏 名 新家 俊郎
設立時社員	住 所
	氏 名 池田 隆徳
設立時社員	住 所
	氏 名 小山 豊
設立時社員	住 所
	氏 名 安東 治郎
設立時社員	住 所
	氏 名 木内 俊介
設立時社員	住 所
	氏 名 塚本 茂人

以上、一般社団法人 JONAN Heart Failure Medical Collaboration 設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和 6年12月24日

設立時社員 新家 俊郎

設立時社員 池田 隆徳

設立時社員 小山 豊

設立時社員 安東 治郎

設立時社員 木内 俊介



設立時社員 塚本 茂人